



令和6年4月30日

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地1

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人

まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 三 野 彰

電話番号 0875-62-5210

担 当 横 田 あゆみ

地域内分権推進交付金実績報告書

令和5年4月3日付け三政地第11号-2により交付金の交付決定等を受け、令和6年1月31日付け三政地第799号で変更交付決定を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額

10,429,023円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

令和 5 年度 事業実績報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

1. 事業の成果

- (1) 令和2年度からまん延した「新型コロナウイルス感染症」も早3年が経過し、政府においては令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりました。

5類に引き下げられることにより、新型コロナ以前の社会活動に戻ることなく、アフターコロナとしてチャレンジ精神を持った新たなまちづくり推進隊豊中として、コロナ禍で落ち込んだ地域回復、更なる活性化を図っていききたいと努力いたしました。

また、主となる4部会も、それぞれの分野で組織強化を図り、皆様の声に耳を傾け、寄り添い、今までの活動をベースにさらにレベルアップした積極的な活動を目指し進めてまいりました。

○「**地域交流部会**」は、この3年間、コロナ禍のなか販売中止にしておりました豊中町名産「肉もっそ」の販売を再開いたしました。また、指定管理を行っている2施設において、「花いっぱい公園にするプロジェクト」「どんど焼き」「季節に応じたロビー展」等を実施しました。目で見て楽しみ自然を感じて落ち着ける施設及び公園づくりを手がけました。

○「**防災部会**」は、自主防災訓練のサポート・視察研修等を実施しました。豊中町内3小学校（桑山・笠田・本山）に対し、防災訓練を実施サポートいたしました。また、他町のまちづくり推進隊より依頼があり、防災訓練の支援活動を行いました。

○「**環境保全部会**」は、令和4年度から始めた子ども美化活動「環境クラブ」で、環境美化・環境問題への子どもたち及びその保護者に意識の高まりを目指し活動を行ってきました。また、年度末には、子どもたちに河川清掃活動を体験してもらい、1年間の活動の成果や感想を保護者や関係者に対して発表してもらいました。

○「**健康・福祉部会**」は、豊中町文化祭時に「骨密度測定健康相談コーナー」、9年継続している「健康体操教室」、笑いで健康になる「笑いヨガ教室」、地元の高齢者に大人気の「笑いの広場」と、いずれの自主事業も地元に着し、笑いの絶えない楽しい憩いの場を提供しました。

(2) 移譲業務

○「三豊市地区衛生組織連合会豊中支部」

本年度は例年通り、年2回（8月・2月）豊中町内一斉清掃を実施しました。事務処理は滞りなく実施することができました。

○「三豊市自治会連合会豊中支部」

事務処理及び豊中町内の自治会間の連絡等について、自治会長を始め住民の方々のご協力により滞りなく遂行することができました。

○「公共施設管理業務」

つつがなく円滑に遂行することができました。

○「交通安全業務」

年3回実施している「交通安全街頭キャンペーン」は、5月は雨のため中止となりましたが、7月9月は例年通り、街頭指導を実施いたしました。

(3) 指定管理者

平成26年度より指定管理者として「三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパーク」の管理・運営を10年間行ってまいりました。令和5年度には、「三豊市豊中コミュニティセンター」にて、自主事業として「健康体操教室」「笑いヨガ教室」は、1年を通して開催し、いずれも人気講座となり賑わっています。自然に囲まれ四季を感じられる素晴らしい施設・公園です。今まで以上に、施設及び公園の活用の拡大や利便性の向上を図り、より快適に利用していただけるよう努力いたしました。

2.組織体制

理 事 12名 監 事 2名 事務局長 1名 事務局職員 2名
館 長 1名 一般会員 89名

3. 個別事業報告書

(1)

事業名	豊中町名産「肉もっそ」販売事業							
事業目的	「肉もっそ」を豊中町の名産として広くアピールし、町おこしにつなげたいと考えています。また、利益が見込め収益事業を目標としています。							
事業内容	イベント出店及び受注販売等を展開しました。コロナ禍以降、再開できるのか心配していましたが、イベント出店では、買い求めるお客様で行列ができ即完売となり、年度末には宝山湖ボールパークで行われた子どもたちのスポーツ大会では、県外からの参加者のご希望で、選手たちの昼食に受注注文を頂き好評な再出発となりました。							
実施日時	① 令和5年10月28日（土） 10：00～11：00 ② 令和5年11月5日（日） 9：30～10：30 ③ 令和6年3月29日（金） 午前中							
実施場所	① 不動の滝「青空フリーマーケット」出店 ② 豊中町文化祭出店 ③ 三豊市山本町「宝山湖ボールパーク・スポーツ大会」受注販売 配達のみ							
受益者	三豊市民をはじめ、不特定多数の来客者					受益者数	実人数	不特定多数
							延人数	不特定多数
						従事人数	実人数	20人
							延人数	60人
本事業の評価	新型コロナウイルスの規制が緩み、本年度は、イベントに出店しました。いずれのイベントでも、買い求めるお客様の行列ができ、出店後、即完売で人気商品です。課題として、スタッフが高齢の為、後継者作りが必要です。				次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額			117,231円	支出額			117,231円
	内 訳	受取交付金		13,681円	内 訳	材料費		40,564円
		名産売上高		101,550円		諸謝金		46,667円
		雑収益		2,000円		支払手数料		30,000円

(2)

事業名	豊中町名産「肉もっそ」普及活動事業							
事業目的	豊中町の名産品の伝統が無くならないよう「肉もっそ作り教室」の開催を行い、後継者の発掘に繋げ、町内での更なる認知度の涵養。家庭料理として普及出来るよう活動を行うことにより、「まちづくり推進隊豊中」の知名度アップに繋げることを目的とします。							
事業内容	コロナ禍以降希望者がいません。							
実施日時	－							
実施場所	－							
受益者	－				受益者数	実人数	0人	
						延人数	0人	
					従事人数	実人数	0人	
						延人数	0人	
本事業の評価	コロナ禍以降、ソーシャルディスタンスなど密室での事業は敬遠される傾向があり、子どもたちを含めての事業は、継続することが難しい事業となります。			次年度以降の実施予定		継続 廃止		
決算額	収入額		0円		支出額		0円	
	内訳	受取交付金	0円		内訳	材料費	0円	

(3)

事業名	「環境保全美化活動」事業					
事業目的	ふるさと三豊の自然環境をみんなで守り育て、里川流域において地域の関係団体が連携・協働して、自然環境の保全・創出に関する事業や取り組みを総合的かつ計画的に推進します。					
事業内容	コロナ禍以降、活動を中止していましたが、豊中町内の財田川水系の竿川の河川及び堤防の不法投棄物を回収・処理活動を行う予定をたてました。しかし、当日降雨で河川が増水のため中止としました。					
実施日時	令和6年2月25日（日） 8：00～8：20					
実施場所	桑山谷コミュニティーセンター集合					
受益者	三豊市民をはじめ、不特定多数の来客者			受益者数	実人数	0人
					延人数	0人
				従事人数	実人数	6人
					延人数	6人
本事業の評価	地元の三里(山・川・海)の美化を保つため、水環境の保全と創出に継続的な維持に寄与しています。また、今後の課題として、河川清掃以外の事業も考えなくてはなりません。			次年度以降の実施予定		継続 廃止
決算額	収入額		19,971円	支出額		19,971円
	内訳	受取交付金	19,971円	内訳	消耗備品費	14,500円
					消耗品費	5,471円

(4)

事業名	「子ども美化活動」事業									
事業目的	活動を通して、環境美化及び環境問題への子どもたち及びその保護者の意識の高まりを目指します。									
事業内容	町内の児童・生徒に参加を呼び掛け、河川清掃等の美化活動に取り組むとともに、環境問題について学習しました。 活動単位としては、地元小学生の5－6年生を対象に、令和4年度から始めたクラブ組織「環境クラブ」に入ってもらい、ごみ問題や地球環境問題を学習し、1年間を通し環境保全への意識の高まりを目指しました。									
実施日時	第1回定例活動	令和5年5月27日（土）	9：30～11：30							
	第2回定例活動	令和5年6月24日（土）	9：30～11：30							
	第3回定例活動	令和5年7月29日（土）	9：30～11：30							
	夏休特別活動	令和5年8月2日(水)・3日(木)・4日(金)・7日(月)	9：00～11：00							
	第4回定例活動	令和5年9月30日（土）	9：30～11：30							
	第5回定例活動	令和5年10月28日（土）	9：30～11：30							
	活動発表会	令和5年11月4日（土）	9：00～18：00							
	第6回定例活動	令和6年1月13日（土）	9：30～11：30							
	第7回定例活動	令和6年2月10日（土）	9：30～11：45							
学習発表会	令和6年3月2日（土）	9：30～11：15								
実施場所	第1回定例活動	令和5年5月27日（土）	豊中町公民館本山分館							
	第2回定例活動	令和5年6月24日（土）	豊中町公民館本山分館							
	第3回定例活動	令和5年7月29日（土）	豊中町公民館本山分館							
	夏休特別活動	令和5年8月2日(水)・3日(木)・4日(金)・7日(月)	豊中町公民館本山分館							
	第4回定例活動	令和5年9月30日（土）	豊中町公民館本山分館							
	第5回定例活動	令和5年10月28日（土）	豊中町公民館本山分館							
	活動発表会	令和5年11月4日（土）	豊中町農村環境改善センター（豊中町文化祭）							
	第6回定例活動	令和6年1月13日（土）	豊中町公民館本山分館							
	第7回定例活動	令和6年2月10日（土）	豊中町公民館本山分館							
学習発表会	令和6年3月2日（土）	豊中町公民館本山分館								
受益者	豊中町内小学校5・6年生×9人			受益者数	実人数	9人				
					延人数	90人				
				従事人数	実人数	5人				
					延人数	50人				
本事業の評価	地元の子どもたちが環境問題を考え、河川清掃を体験するなど貴重な場となっています。今後は、活動内容や運営方法について、一層の工夫が必要となります。			次年度以降の実施予定		継続		廃止		
決算額	収入額		77,420 円		支出額		77,420 円			
	内 訳	受取交付金	77,420 円		内 訳	材料費	31,738 円			
						諸謝金	8,000 円			
						通信運搬費	1,092 円			
						消耗備品費	10,343 円			
						消耗品費	24,759 円			
						食糧費	1,158 円			
						支払手数料	330 円			

(5)

事業名	「防・減災推進サポート」事業					
事業目的	防災減災に対する意識向上のボトムアップを目指します。					
事業内容	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、防災訓練のサポートや実施方法の見直しを行いました。 令和5年度は、豊中町内3小学校で児童・保護者・学校関係者の方々に防災訓練が行われ、三豊市、消防団等と一緒に訓練のサポートをしました。防災フェスティバルに参加し、防災に関するアピールを実施しました。 今まで被災地への後方支援活動の協力を呼び掛けてきたことにより、子どもたち自ら声を上げ、各家庭からタオルをご提供していただき子どもたちの想いのこもったメッセージとともに、石川県能登半島まで現地で支援活動をおこなっている団体まで持って行きました。 また、自治会連合会高瀬支部の依頼により、自主防災訓練のサポートを行ったり、三豊市防災士会主催の「防災キャンプ」に参加し支援を行いました。					
実施日時	① 令和5年10月18日（水）14：15～14：55 桑山小学校 ② 令和5年10月29日（日）10：00～12：00 笠田小学校 ③ 令和5年11月18日（土）10：00～16：00 防災フェスティバル参加 ④ 令和5年11月25日（土）11：10～12：10 本山小学校体育館 ⑤ 令和6年1月28日（日）9：00～11：45 高瀬町連合自治会会 ⑥ 令和6年3月9日（土）10：00～10日（日）9：00 「親子防災キャンプ」支援					
実施場所	① 令和5年10月18日（水）桑山小学校 ② 令和5年10月29日（日）笠田小学校 ③ 令和5年11月18日（土）サンポート高松 ④ 令和5年11月25日（土）本山小学校体育館 ⑤ 令和6年1月28日（日）みとよ未来創造館 ⑥ 令和6年3月9日（土）～10日（日）三豊市総合体育館及び緑が丘総合運動公園					
受益者	豊中町民をはじめ、三豊市民			受益者数	実人数	不特定多数
					延人数	不特定多数
				従事人数	実人数	50人
					延人数	189人
本事業の評価	地元及び他町の防災訓練のサポートをすることにより、市民の防災意識向上に寄与しています。今後は、訓練のレベルアップ・新アイデアが課題となります。		次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額		126,879円	支出額		126,879円
	内訳	受取交付金	126,879円	内訳	材料費	6,253円
					車両燃料費	2,200円
					通信運搬費	5,210円
					消耗備品費	89,300円
					消耗品費	23,586円
					支払手数料	330円

(6)

事業名	「防・減災視察研修」事業							
事業目的	地元での活動・ボランティア・後方支援活動など今後の活動に生かすことを目的とします。							
事業内容	各地で実施されるシンポジウム・セミナー等・防災関連のイベントへの参加や先進地視察を通して見聞をひろめ、地元での活動に還元しました。 また、県外での防災研修に参加することにより、全国的にネットワークを構築することができ、たくさんの情報やアイデアを収集することができました。							
実施日時	令和5年9月17日（日） ～ 9月18日（月）							
実施場所	神奈川県横浜市 横浜国立大学							
受益者	防災訓練等に参加された方や協力者の不特定多数				受益者数		実人数	不特定多数
							延人数	不特定多数
					従事人数		実人数	2人
							延人数	2人
本事業の評価	地域に還元するための、新しい情報やアイデアを収集できる貴重な活動です。視察研修で知り得た情報を今後の活動事業にどう活かすかが課題となります。				次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額			136,756 円	支出額			136,756 円
	内 訳	受取交付金	136,756 円	内 訳	旅費交通費	134,956 円		
					車両燃料費	1,800 円		

(7)

事業名	豊中町文化祭「無料の骨密度測定・健康相談コーナー」開催事業									
事業目的	住民の健康意識や自己管理を高め、骨粗鬆症の予防・健康維持を呼び掛け、まちづくり推進隊豊中の活動をアピールし、認知度を高めることを目的とします。									
事業内容	毎年、秋に行われる豊中町文化祭（11月第1日曜日）に参加し、年1回無料の骨密度測定を実施しています。そのデータを基に、三豊市健康課の保健師による健康相談コーナーも設置し、「寝たきり」にならないためにも定期的な検査やアドバイスを推奨しています。恒例となり、今年も80人以上の方が相談に訪れました。									
実施日時	令和5年11月5日（日）　　9：00～12：00									
実施場所	豊中町農村改善センター　2階									
受益者	豊中町民及び不特定多数の来客者				受益者数	実人数	86人			
						延人数	86人			
					従事人数	実人数	6人			
						延人数	6人			
本事業の評価	恒例になり、地元の方々の健康のバロメーターになるなど、健康の大切さを享受できる場となっています。これからも継続し、参加人数を増やし、地域の方たちの健康に寄与したいと思います。			次年度以降の実施予定		継続　　廃止				
決算額	収　　　　　入　　　　　額			39,692 円		支　　　　　出　　　　　額		39,692 円		
	内　　　　訳	受　取　交　付　金		39,692 円		内　　　　訳	諸　　　　謝　　　　金		600 円	
							旅　費　交　通　費		2,780 円	
							車　両　燃　料　費		4,000 円	
							消　耗　品　費		1,292 円	
							広　告　宣　伝　費		30,910 円	
							支　払　手　数　料		110 円	

(8)

事業名	笑いの広場「幸せ処　～しあわせどころ～」開催事業					
事業目的	地域の方々との交流を通して、心身ともに健康を維持し、また、認知症予防につなげ、地元の高齢者が常に笑顔で過ごすことができるよう手助けをすることを目的とします。					
事業内容	地域活性化のため、介護保険を利用していない元気な60～90歳代の高齢者の集いの場として、コミュニケーションの場を提供しました。物づくり・軽体操などを行い地域交流を図り楽しみにしていただける場を提供し、また、高齢者の引きこもりを防ぎ見守りを兼ねました。					
実施日時	年間24回開催　「毎月第4木曜日（午前・午後の2回）」					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター					
受益者	豊中町民をはじめ、三豊市民の希望者			受益者数	実人数	40人
					延人数	480人
				従事人数	実人数	10人
					延人数	120人
本事業の評価	参加者が多く元気な高齢者の交流の場となり、参加者もスタッフも毎月楽しみに笑いの絶えない活動を行っています。新しい案を取入れ、年々レベルアップすることを目標としています。また、スタッフの増員が課題となります。			次年度以降の実施予定		継続 廃止
決算額	収入額		298,580円	支出額		298,580円
	内訳	受取交付金	96,080円	内訳	材料費	245,022円
		雑収益	202,500円		通信運搬費	3,528円
					賃借料	31,300円
					広告宣伝費	6,802円
					保険料	11,928円

(9)

事業名	まちづくり推進隊豊中「広報紙第11号」作成事業						
事業目的	まちづくり推進隊豊中の活動を周知することを目的とします。						
事業内容	まちづくり推進隊豊中の1年間の活動や出来事を、事務局及び部会ごとにまとめ広報紙を作成しました。 毎年1月の「広報みとよ」にて豊中町全世帯に広報し、まちづくり推進隊豊中の活動を広く住民に周知するとともに、会員募集を行いました。						
実施日時	令和6年1月						
実施場所	事務局						
受益者	豊中町民				受益者数	実人数	不特定多数
						延人数	不特定多数
					従事人数	実人数	3人
						延人数	20人
本事業の評価	1年間の活動を情報発信し、まちづくり推進隊豊中の活動を周知する場となっています。 今後は、もっと魅力ある情報内容に編集することが課題となります。			次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額		81,400 円	支出額		81,400 円	
	内 訳	受 取 交 付 金	81,400 円	内 訳	印 刷 製 本 費	81,400 円	

(10)

事業名	「イベント参加 縁日出店」開催事業							
事業目的	地元の賑わい作りを実施し、まちづくり推進隊豊中のPRを行うことを目的とします。							
事業内容	3月中旬から4月上旬にかけて不動の滝カントリーパークの桜の花見時期や、10月のイベント開催時に指定管理者として賑わいのひとつとし縁日出店を行い、施設の稼働率を高め、収益に繋げました。まちづくり推進隊豊中として、活動をアピールし、認知度を高めることに努力しました。							
実施日時	令和5年4月2日（日） 10：00～15：00 令和5年10月28日（土） 10：00～15：00							
実施場所	豊中コミュニティセンター							
受益者	三豊市民をはじめ、不特定多数の来客者	受益者数	実人数	不特定多数				
			延人数	不特定多数				
		従事人数	実人数	6人				
			延人数	12人				
本事業の評価	2年目にして、収益を得つつ、まちづくり推進隊豊中 をPRできる場となっています。今後、スタッフ不足を どう補うかが課題となります。		次年度以降の 実施予定		継続 廃止			
決算額	収入額		102,940 円		支出額		71,611 円	
	内 訳	受取交付金	0 円		内 訳	材料費	67,413 円	
		雑収益	102,940 円			消耗品費	198 円	
						支払手数料	4,000 円	
		収入額	102,940 円					
		支出額	71,611 円					
		収 益	31,329 円					

(11)

事業名	「四国霊場70番札所 本山寺でのおせったい」開催事業									
事業目的	お接待を通して豊中町の名産品、名所及びまちづくり推進隊豊中の活動のPRを行うことを目的とします。									
事業内容	全国各地から本山寺に訪れる巡礼者に対するPR活動は、豊中町の知名度を上げる絶好の機会といえます。コロナ禍の中、数年お接待ができませんでしたが、今年は、「第9回一日一斉おもてなし遍路道ウォーク～遍路道の危険箇所や設備の整備状況をみんなで点検！～」というイベントに参加し、全国から訪れる巡礼者や観光客を対象に、肉ももっと温かいお茶でお接待を行いました。また、三豊市も同イベントの出発式を本山寺（四国霊場70番札所）で行い、三豊市長より激励のお言葉を頂きました。									
実施日時	令和6年2月23日（金） 9：00～12：00									
実施場所	本山寺境内									
受益者	巡礼者及び観光客等				受益者数	実人数	190人			
						延人数	190人			
					従事人数	実人数	18人			
						延人数	18人			
本事業の評価	お接待当日は雨天でしたが、多くの巡礼者や観光客を対象に、順調にお接待ができました。今後も四国遍路への関心を高めるため、イベントに参加し盛り上げたいと思います。				次年度以降の実施予定		継続 廃止			
決算額	収入額			11,946 円		支出額			11,946 円	
	内 訳	自 己 資 金		11,946 円		内 訳	材 料 費		11,946 円	

三豊市からの移譲業務

(12)

事業名	三豊市自治会連合会豊中支部								
事業目的	地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とします。								
事業内容	豊中町内の自治会間の連絡を密にし、相互に協調し総会・理事会を行いました。また、「広報みとよ」のシルバー人材センターの仕分け立ち合いもスムーズです。県外視察研修は、人数が集まらず中止となりました。								
実施日時	令和5年4月6日		(木)	令和5年度 通常総会（書面議決とした）					
	令和5年4月15日		(土)	第1回 理事会					
	令和5年10月4日		(水)	第2回 理事会					
	令和5年11月			自治会長視察研修（中止）					
	令和6年3月22日		(金)	第3回 理事会					
	令和6年3月31日		(日)	令和5年度 会計監査					
実施場所	豊中町								
受益者	豊中町内93自治会及び豊中町民					受益者数	実人数	不特定多数	
							延人数	不特定多数	
						従事人数	実人数	13人	
							延人数	60人	
本事業の評価	年度当初の役員決めは豊中地区分館長の協力のもと、スムーズに決めることができました。自治会間との連携を密に図るには、自治会長の協力を得ながらの重要な事業となります。				次年度以降の実施予定		継続		廃止
決算額	収入額			465,000 円		支出額			465,000 円
	内 訳	受取交付金		465,000 円		内 訳	支払助成金		465,000 円

(13)

事業名	「交通事故死ゼロを目指す日」県下一斉街頭大キャンペーン							
事業目的	「交通事故のない安全なまち豊中」の実現を目指します。							
事業内容	年3回市民の皆様の参加をいただき、三豊市や警察署などと連携し、街頭啓発などを行い交通安全キャンペーン・街頭指導を行いました。ただし、5月は、雨天のため中止となりました。							
実施日時	令和5年5月19日（金）（雨天中止）		「交通事故死ゼロを目指す日」街頭大キャンペーン					
	令和5年7月5日（水） 7：30～8：30		「シートベルト着用・自転車の安全利用啓発」街頭大キャンペーン					
	令和5年9月29日（金） 16：30～17：30		「交通事故死ゼロを目指す日(反射材着用啓発)」街頭大キャンペーン					
実施場所	豊中庁舎南側「ドック」ストアコスモス前」交差点							
受益者	豊中町民及び三豊市民をはじめ、不特定多数			受益者数	実人数	不特定多数		
					延人数	不特定多数		
				従事人数	実人数	46人		
					延人数	92人		
本事業の評価	交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールや正しい交通マナーを習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることに資する事業です。		次年度以降の実施予定		継続 廃止			
決算額	収入額		7,290 円		支出額		7,290 円	
	内 訳	受取交付金	7,290 円		内 訳	食糧費	7,290 円	

(14)

事業名	公共施設管理事業							
事業目的	まちづくり推進隊豊中が管理することにより効率化を図ることを目的とします。							
事業内容	公共施設の備品・消耗品等について補充及び修繕を行います。							
実施日時	通年							
実施場所	三豊市豊中庁舎 4階保健センター							
受益者	保健センター利用者の不特定多数					受益者数	実人数	不特定多数
							延人数	不特定多数
						従事人数	実人数	3人
							延人数	3人
本事業の評価	市民の方々に公共施設を安心して使用して頂くために、三豊市健康課及び豊中支所と連携し実施しました。				次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額			49,392 円	支出額			49,392 円
	内 訳	受 取 交 付 金	49,392 円	内 訳	消 耗 品 費		49,392 円	

(15)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会豊中支部				
事業目的	住民の環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資することを目的とします。				
事業内容	豊中町内の93自治会の衛生組織相互の緊密な連携のもとに、総会、理事会、衛生委員会、県外研修、豊中町早朝一斉清掃(年2回＝8月/2月 豊中町民＝約2,800人参加)を実施しました。 地区衛生組織連合会豊中支部(別会計)として、衛生組織の指導育成、衛生に関する必要な調査研修及び資料の配布等の事業を行いました。				
実施日時	令和5年4月6日 (木) 第18回 通常総会(書面議決とした) 令和5年4月15日 (土) 第1回 理事会 令和5年6月13日 (火) 第2回 理事会 令和5年7月5日 (水) 衛生委員会 令和5年8月6日 (日) 夏の早朝一斉清掃 令和5年9月7日 (木) 第3回 理事会 令和5年10月26日 (木) 県外視察研修(高知) 令和5年12月7日 (木) 第4回 理事会 令和6年1月11日 (木) 衛生委員会 令和6年2月4日 (日) 冬の早朝一斉清掃実施 令和6年3月28日 (木) 第5回 理事会 令和6年3月31日 (日) 令和5年度 会計監査				
実施場所	豊中町内				
受益者	豊中町内93自治会および不特定多数の豊中町民	受益者数	実人数	不特定多数	
			延人数	不特定多数	
		従事人数	実人数	21人	
			延人数	250人	
本事業の評価	豊中町内93自治会で組織され、地域の環境衛生や公衆衛生に関する活動を推進しています。コロナ禍以降、令和5年度は制限されることなく、恒例行事となっている、年2回の豊中町一斉清掃が実施され美化活動を行いました。	次年度以降の実施予定		継続 廃止	

三豊市からの指定管理業務

(16)

事業名	「三豊市豊中コミュニティセンター」維持管理事業							
事業目的	収益を得、NPO法人として活動することを目的とします。							
事業内容	三豊市より指定管理者として、平成26年度から施設の管理運営を実施しています。 自主事業として、部屋の貸し出し、自動販売機の管理以外に、積極的に「健康体操教室」「笑いヨガ教室」を開催し収益に繋げています。また、季節ごとに施設周りに花を植栽し、ロビーで季節に応じた展示会を行い来客される方々に楽しんでいただいています。							
実施日時	通年							
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター							
受益者	三豊市民・豊中町民をはじめ、不特定多数の来館者	受益者数	実人数	不特定多数				
			延人数	不特定多数				
		従事人数	実人数	10人				
			延人数	950人				
本事業の評価	雛飾りなど季節ごとにロビー展を開催し、館内周りを四季折々に花を植栽するなど来館者に楽しんでいただけるように努力しています。 また、施設を利用しての講座を開催し利益に繋げ、地域の方々の憩いの場となっています。		次年度以降の実施予定		継続 廃止			
決算額	収入額		7,227,748 円		支出額		7,112,080 円	
	内 訳	受託事業収益	6,235,000 円		内 訳	給料手当	2,239,823 円	
		事業収益	534,484 円			退職金	164,819 円	
		受取利息	14 円			法定福利費	100,199 円	
		雑収益	458,250 円			材料費	61,519 円	
						外注費	0 円	
						業務委託費	2,360,100 円	
						諸謝金	317,400 円	
						印刷製本費	16,911 円	
						通信運搬費	121,820 円	
		収入額	7,227,748 円			消耗備品費	8,998 円	
		支出額	7,112,080 円			消耗品費	44,000 円	
		差 引	115,668 円			食糧費	1,200 円	
						修繕費	12,155 円	
						施設燃料費	204,686 円	
						水道光熱費	764,465 円	
						賃借料	56,800 円	
						広告宣伝費	16,358 円	
						保険料	9,370 円	
						リース料	117,406 円	
						租税公課	494,051 円	

事業名	「不動の滝カントリーパーク」維持管理事業						
事業目的	収益を得、NPO法人として活動することを目的とします。						
事業内容	三豊市より指定管理者として、平成26年度から公園の管理運営を実施しています。 公園内でイベントを行ったり「パットゴルフ場」を利用しての大会を行ったりと不動の滝カントリーパークをPRし、認知度を高め来園者の増加と増収を図りました。						
実施日時	通年						
実施場所	不動の滝カントリーパーク						
受益者	三豊市民・豊中町民をはじめ、不特定多数の来園者				受益者数	実人数	不特定多数
						延人数	不特定多数
					従事人数	実人数	14人
			延人数	1,640人			
本事業の評価	都市公園として来園者の憩いの場となるよう、四季折々に花の植栽を心がけ、清掃活動にも力を入れています。パットゴルフ場も休日には常に楽しんでいる来園者の笑い声が大きく響き、収益にも繋がっています。			次年度以降の実施予定		継続 廃止	
決算額	収入額		7,681,133 円	支出額		7,299,043 円	
	内 訳	受託事業収益	6,740,000 円	内 訳	人件費	2,549,595 円	
		事業収益	923,458 円		退職金	164,820 円	
		受取利息	25 円		法定福利費	142,572 円	
		雑収益	17,650 円		材料費	106,103 円	
					外注費	100,500 円	
					業務委託費	1,766,543 円	
					旅費交通費	25,190 円	
					車両費	43,034 円	
					車両燃料費	19,901 円	
		収入額	7,681,133 円		通信運搬費	2,640 円	
		支出額	7,299,043 円		消耗品費	64,375 円	
		差 引	382,090 円		食糧費	9,646 円	
					修繕費	22,000 円	
					水道光熱費	1,469,712 円	
					賃借料	66,800 円	
					広告宣伝費	20,811 円	
					保険料	221,748 円	
					租税公課	502,653 円	
					支払手数料	400 円	

(18)

事業名	「3R'青空フリーマーケット in 不動の滝カントリーパーク」開催事業			
事業目的	社会問題でもあるごみ問題を、フリーマーケットを行うことにより3R'「ゴミの問題・無駄を無くす・再利用をする」の取り組みとして浸透させることを目的とします。			
事業内容	家庭で眠っている未使用の贈答品・タンスの肥やしになっている衣類・グッズとして作ったものの少しだけ余ってしまった雑貨など…。まだまだ使えるけど自分には不要な物を持ち寄り、必要な人に再利用していただくことを目的としフリーマーケットを開催しました。 3R'「リデュース（ゴミを減らす）」「リユース（繰り返し利用する）」「リサイクル（資源として再利用）」をテーマに、年1回実施し、地域に少しずつ浸透させたいと考えています。			
実施日時	令和5年10月28日（土） 10：00～15：00			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパーク			
受益者	三豊市民・豊中町民をはじめ、不特定多数の来客者	受益者数	実人数	800人
			延人数	800人
		従事人数	実人数	30人
			延人数	30人

(19)

事業名	「健康体操教室」開催事業			
事業目的	住民の健康維持・介護予防の意識を高め、運動の習慣化を図ることを目的とし、なお且つ、収益に繋げ、指定管理者として活動することを目指しています。			
事業内容	三豊市民の健康を維持し、生きがいを見つけることにより、明るく健康な生活を過ごしていただくことを期待しています。三豊市総合型地域文化・スポーツクラブと協力し、毎回違うテーマで健康体操教室を行っています。新型コロナウイルス感染拡大以降は、ソーシャルディスタンスを保ち、検温などの感染症対策に努め、換気に注意しながら実施しました。2ヵ月で8回を1クールとし、1年で6クール開催しました。平成28年度からまちづくり推進隊豊中として始め、令和4年10月から豊中コミュニティセンターの自主事業とし収益にも繋げています。丸8年人気の講座となっています。			
実施日時	毎週火曜日 13：30～14：30			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター2階 大研修室			
受益者	参加者 1クール（平均20人）×6クール	受益者数	実人数	20人
			延人数	960人
		従事人数	実人数	11人
			延人数	528人

(20)

事業名	「笑いヨガ教室」開催事業			
事業目的	収益を得、指定管理者として活動することを目的とします。			
事業内容	子供から大人まで参加でき認知症予防にもつながります。笑いヨガを通して健康な体・ストレスをなくし心身の安定を図れる「笑い体操」そして「ヨガの呼吸法」を用いて内面から少しでも元気になっていただけるそんな場を広げています。若干ではありますが、収益にも繋げています。 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ソーシャルディスタンスを保ち、検温や換気に注意しながら実施しました。			
実施日時	毎月第1土曜日 10：00～11：00			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター1階 会議室			
受益者	参加者 1ヵ月（10人）×12ヵ月	受益者数	実人数	10人
			延人数	120人
		従事人数	実人数	3人
			延人数	36人

(21)

事業名	不動産の滝カントリーパーク「パットゴルフ大会」開催事業			
事業目的	不動産の滝カントリーパーク内にあるパットゴルフ場の認知度を高めることにより、不動産の滝カントリーパークへの来園者の増加と増収を図ることを目的とします。			
事業内容	三豊市内唯一の「不動産の滝カントリーパーク パットゴルフ場」を利用しての大会を開催し、子どもから高齢者まで手軽に楽しむことができ、とても健康的で楽しい一日となりました。 指定管理者として、パットゴルフ場をPRしました。			
実施日時	令和5年9月30日			
実施場所	不動産の滝カントリーパーク内のパットゴルフ場			
受益者	三豊市民および他県からの参加者	受益者数	実人数	42人
			延人数	42人
		従事人数	実人数	10人
			延人数	10人

(22)

事業名	不動産の滝カントリーパーク「花いっぱい公園にするプロジェクト」事業			
事業目的	年間を通して公園に来る来園者に楽しんでいただき、地域の活性化に繋がることを目的といたします。			
事業内容	不動産の滝カントリーパークおよび豊中コミュニティセンター周辺は、春先には桜の花見客や観光客でにぎわいます。その他の季節でも年間を通して公園のイメージアップを図り大勢の人々が訪れ楽しんでいただけるよう季節ごとに花を植栽し管理いたしました。			
実施日時	通年			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター及び不動産の滝カントリーパーク			
受益者	三豊市民をはじめ、不特定多数の来園者	受益者数	実人数	不特定多数
			延人数	不特定多数
		従事人数	実人数	20人
			延人数	120人

(23)

事業名	三豊市豊中コミュニティセンター「季節に応じたロビー展」開催事業			
事業目的	来館者に回顧と癒しの空間を提供し、リピーターを増やす等利用者の増加に繋がることを目的としています。			
事業内容	「雛人形」「鯉のぼり」などを飾り、季節に応じた展示会を行い豊中町の「町おこし」の一つと考えています。七夕飾り・門松飾り・武者人形飾り・柳餅飾りなど季節に応じたロビー展を開催し、来館者に楽しんでいただきました。			
実施日時	通年			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター			
受益者	三豊市民・豊中町民をはじめ、不特定多数の来客者	受益者数	実人数	不特定多数
			延人数	不特定多数
		従事人数	実人数	20人
			延人数	120人

(24)

事業名	「どんど焼き」開催事業			
事業目的	来場者との交流により、不動産の滝カントリーパーク及び豊中コミュニティセンターをPRし、利用者の増加を図ると共にごみ減量化に寄与することを目的とします。			
事業内容	正月後に、豊中コミュニティセンターに飾り付けた門松等を撤収することに併せて、各家庭のしめ飾りなどを、どんど焼きとして焼却することで来場者と交流を図り、ゴミの減量化にも繋がりました。また、焼きミカンや焼き芋を行い来場者と交流を図り賑わいました。 指定管理（不動産の滝カントリーパーク）事業として開催しました。			
実施日時	令和6年1月15日（月） 9：00～12：00			
実施場所	不動産の滝カントリーパーク			
受益者	豊中町民をはじめ、不特定多数の来客者	受益者数	実人数	95人
			延人数	95人
		従事人数	実人数	14人
			延人数	14人

4.総会及び理事会の開催状況

(1) 総会の開催状況

会 議 名	第10回通常総会
開 催 日 時	令和5年4月28日（金） 19時00分～20時20分
出 席 状 況	68名 （本人出席20名、委任状提出48名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 令和4年度 事業実績報告及び収支決算報告について ・ 令和5年度 事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 任期満了に伴う役員改選（案）について

(2) 理事会等の開催状況

会 議 名	第96回理事会
開 催 日 時	令和5年4月19日（水） 19時00分～19時45分
出 席 状 況	7名 （理事7名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 第10回通常総会資料の内容について ・ 任期満了に伴う役員改選（案）について

会 議 名	第97回理事会
開 催 日 時	令和5年5月17日（水） 19時00分～20時05分
出 席 状 況	13名 （理事12名、監事1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 役員の紹介について ・ まちづくり推進隊豊中について ・ 令和5年度 事業の進め方について

会 議 名	第98回理事会
開 催 日 時	令和5年7月19日（水） 19時00分～20時45分
出 席 状 況	8名 （理事7名、監事1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 「第7回パットゴルフ大会(9/30)」開催（案）について ・ 「第2回青空フリーマーケット(10/28)」開催（案）について ・ 「フリーマーケット縁日出店（10/28）」（案）について ・ 「豊中町文化祭・健康相談コーナー（11/5）」参加（案）について ・ 「令和6年度 事業計画及び予算(案)」について

会 議 名	第99回理事会
開 催 日 時	令和5年9月20日（水） 19時00分～20時20分
出 席 状 況	8名 （理事8名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 令和6年度 事業計画及び予算（案）について ・ 令和5年度「第7回パットゴルフ大会」開催 について ・ 令和5年度「フリーマーケット」事業開催 について ・ 令和5年度「縁日出店」事業開催 について

会 議 名	第100回理事会
開 催 日 時	令和5年10月18日（水） 19時00分～20時20分
出 席 状 況	9名 （理事8名、監事1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 令和5年度「3R'青空フリーマーケット」事業開催について ・ 令和5年度「縁日出店」事業開催について ・ 令和5年度「豊中町文化祭 健康相談コーナー」事業開催について

会 議 名	第101回理事会
開 催 日 時	令和5年11月15日（水） 19時00分～19時50分
出 席 状 況	9名 （理事9名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 令和5年度 事業計画および活動予算の見直しについて

会 議 名	第102回理事会
開 催 日 時	令和6年1月17日（水） 19時00分～20時35分
出 席 状 況	12名 （理事11名、監事1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・ 「本山寺でのお接待事業（2/23）」実施について ・ 「高瀬町連合自治会主催防災訓練」支援事業について

会 議 名	第103回理事会
開 催 日 時	令和6年2月21日（水） 19時00分～20時05分
出 席 状 況	10名 （理事10名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・「本山寺でのお接待(2/23)」事業実施について ・「宝山湖スポーツ大会」における肉もっその販売(案)について ・第11回通常総会開催(案)について

会 議 名	第104回理事会
開 催 日 時	令和6年3月26日（火） 19時00分～20時40分
出 席 状 況	10名 （理事9名、監事1名）
審 議 及 び 議 決 内 容	・令和6年度 事業計画及び活動予算(修正案) について ・理事辞任に伴う理事補充（案）について ・令和5年度 職員の期末手当(案) について ・令和6年度 職員の雇用及び労働条件等(案) について

様式第18号（第12条関係）

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 三 野 彰 様

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和6年4月22日

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

監 事

真鍋 英雄



監 事

大森 康弘



この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません

令和6年4月30日

申請者 所在地 香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1

名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 三 野 彰

電 話 番 号 0875-62-5210

担 当 横 田 あゆみ

令和5年度 収支決算報告について

決 算 報 告 書

第 1 2 期

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

香川県三豊市豊中町本山甲201番地1

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位:円)
令和6年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	1,895,819
現金(事務局)	50,961	前受交付金	1,109,977
現金(コミュニティセンター)	17,100	預 り 金	406,315
現金(不動産の滝)	48,300	流動負債 計	3,412,111
普通預金(事務局)	1,369,226	負債合計	3,412,111
普通預金(コミュニティ)	688,539	正 味 財 産 の 部	
普通預金(不動産の滝)	878,338	【正味財産】	
普通預金(自己資金)	294,547	前期繰越正味財産額	6,117,031
普通預金(余剰金)	4,269,672	当期正味財産増減額	152,855
普通預金(積立金)	1,232,776	正味財産 計	6,269,886
現金・預金 計	8,849,459	正味財産合計	6,269,886
(売上債権)			
未 収 金	29,580		
売上債権 計	29,580		
(その他流動資産)			
仮 払 金	357,400		
その他流動資産 計	357,400		
流動資産合計	9,236,439		
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	79,096		
車両運搬具	1		
工具器具備品	366,461		
有形固定資産 計	445,558		
固定資産合計	445,558		
資産合計	9,681,997	負債及び正味財産合計	9,681,997

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位：円)
令和6年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金(事務局)	50,961
現金(コミュニティセンター)	17,100
現金(不動産の淹)	48,300
普通預金(事務局)	1,369,226
普通預金(コミュニティ)	688,539
普通預金(不動産の淹)	878,338
普通預金(自己資金)	294,547
普通預金(余剰金)	4,269,672
普通預金(積立金)	1,232,776
現金・預金 計	8,849,459

(売上債権)

未 収 金	29,580
ココーラ	(16,483)
ペプシ	(8,389)
ダイドー	(4,708)
売上債権 計	29,580

(その他流動資産)

仮 払 金	357,400
その他流動資産 計	357,400

流動資産合計

9,236,439

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物	79,096
車両運搬具	1
工具器具備品	366,461
有形固定資産 計	445,558

固定資産合計

445,558

資産の部 合計

9,681,997

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位:円)
令和6年 3月31日 現在

《負債の部》		
【流動負債】		
未 払 金	1,895,819	
ナコ豊中店	(2,120)	
エスエーエス(ダスキン)	(5,062)	
JAオートエナジーガスター	(62,284)	
四国電力	(171,098)	
水道局	(26,928)	
シルバー人材センター	(171,570)	
西讃再資源化事業協同組合	(7,128)	
三豊広域(丸山作業所)	(46,200)	
西讃赤松	(12,437)	
豊中クリーン	(226,499)	
役員報酬	(48,470)	
職員給料	(581,030)	
役員費用弁償	(29,090)	
四国警備保障	(22,000)	
法定福利費	(170,284)	
法定福利費(事業)	(137,098)	
MBS.NDS代行ネット	(9,131)	
JAふれあい豊中支店	(4,860)	
三豊市総合型地域文化スポーツクラブ	(48,400)	
その他	(114,130)	
前受交付金	1,109,977	
預 り 金	406,315	
源泉所得税	(89,654)	
個人住民税	(17,800)	
社会保険料	(298,861)	
流動負債 計		3,412,111
負債の部 合計		3,412,111
正味財産		6,269,886

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取交付金 10,429,023

【事業収益】

事業 収益 1,457,942
受託事業収益 12,975,000 14,432,942

【その他収益】

受取 利息 116
雑 収 益 784,880 784,996

【売上高】

名産品売上高 101,550
経常収益 計 25,748,511

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 4,789,418
退職金 (事業) 329,639
法定福利費(事業) 242,771
人件費計 5,361,828

(その他経費)

材料費(事業) 570,558
外 注 費(事業) 100,500
業務委託費(事業) 4,126,643
諸 謝 金(事業) 372,667
印刷製本費(事業) 98,311
旅費交通費(事業) 162,926
車 両 費(事業) 43,034
車両燃料費(事業) 27,901
通信運搬費(事業) 134,290
消耗備品費(事業) 123,141
消耗品 費(事業) 213,073
食 糧 費(事業) 19,294
修 繕 費(事業) 34,155
施設燃料費(事業) 204,686
水道光熱費(事業) 2,234,177
賃 借 料(事業) 154,900
広告宣伝費(事業) 74,881
保 険 料(事業) 243,046
リース料 (事業) 117,406
租税 公課(事業) 996,704
支払手数料(事業) 35,170
支払助成金(事業) 465,000

その他経費計 10,552,463

事業費 計 15,914,291

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

【管理費】

(人件費)

給料 手当 6,239,654

役員費用弁償 270,000

役員 報酬 599,998

法定福利費 1,326,647

人件費計 8,436,299

(その他経費)

印刷製本費 154,589

会 議 費 41,310

旅費交通費 5,850

車 両 費 35,200

事務用品費 110

車両燃料費 11,321

通信運搬費 220,918

消耗備品費 36,607

消耗品 費 31,674

水道光熱費 64,100

賃 借 料 4,400

広告宣伝費 7,631

減価償却費 197,769

保 険 料 142,876

リース 料 12,276

租税 公課 20,507

支払手数料 257,928

その他経費計 1,245,066

管理費 計 9,681,365

経常費用 計 25,595,656

当期経常増減額 152,855

【経常外収益】

経常外収益 計 0

【経常外費用】

経常外費用 計 0

税引前当期正味財産増減額 152,855

当期正味財産増減額 152,855

前期繰越正味財産額 6,117,031

次期繰越正味財産額 6,269,886

全 役 員 名 簿

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を受けた機関
理 事 長	千 秋 隆	三豊市豊中町笠田笠岡699	令和5年4月1日～令和5年4月28日	令和5年4月1日～令和5年4月28日
理 事	千 秋 隆	三豊市豊中町笠田笠岡699	令和5年4月29日～令和6年3月31日	無
副 理 事 長	三 野 求	三豊市豊中町岡本2503	令和5年4月1日～令和5年4月28日	令和5年4月1日～令和5年4月28日
理 事	三 野 求	三豊市豊中町岡本2503	令和5年4月29日～令和6年3月31日	無
副 理 事 長	十 川 剛	三豊市豊中町比地大967-1	令和5年4月1日～令和5年4月28日	令和5年4月1日～令和5年4月28日
理 事	十 川 剛	三豊市豊中町比地大967-1	令和5年4月29日～令和6年3月31日	無
理 事	三 野 彰	三豊市豊中町岡本2475	令和5年4月1日～令和5年4月28日	無
理 事 長	三 野 彰	三豊市豊中町岡本2475	令和5年4月29日～令和6年3月31日	令和5年4月29日～令和6年3月31日
理 事	田 井 秀 典	三豊市豊中町笠田竹田478	令和5年4月1日～令和5年4月28日	無
副 理 事 長	田 井 秀 典	三豊市豊中町笠田竹田478	令和5年4月29日～令和6年3月31日	令和5年4月29日～令和6年3月31日
理 事	佐 藤 幸 子	三豊市豊中町比地大908	令和5年4月1日～令和5年4月28日	無
副 理 事 長	佐 藤 幸 子	三豊市豊中町比地大908	令和5年4月29日～令和6年3月31日	令和5年4月29日～令和6年3月31日
理 事	金 子 忠 弘	三豊市豊中町上高野4098-7	令和5年4月1日～令和6年3月31日	無
理 事	藤 田 雅 久	三豊市豊中町本山甲1268	令和5年4月1日～令和6年3月31日	無
理 事	大 西 幸 次	三豊市豊中町上高野2870-1	令和5年4月1日～令和6年3月31日	無
理 事	船 橋 久美子	三豊市豊中町比地大2319	令和5年4月1日～令和6年3月31日	無
理 事	関 秀 樹	三豊市豊中町笠田竹田990	令和5年4月28日～令和6年3月31日	無
理 事	則 包 絹 子	三豊市豊中町下高野1391-1	令和5年4月28日～令和6年3月31日	無
監 事	大 森 康 弘	三豊市豊中町岡本403	令和5年4月28日～令和6年3月31日	無
監 事	真 鍋 英 雄	三豊市豊中町比地大2712	令和5年4月28日～令和6年3月31日	無
理 事	西 宇 徳 義	三豊市豊中町比地大3487	令和5年4月1日～令和5年4月28日	無
理 事	大 西 芳 明	三豊市豊中町笠田笠岡1205-1	令和5年4月1日～令和5年4月28日	無
監 事	今 井 正	三豊市豊中町上高野2193	令和5年4月1日～令和5年4月28日	無
監 事	大 北 正 明	三豊市豊中町本山甲1500-1	令和5年4月1日～令和5年4月28日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) コミュニティセンター及び公園の維持管理運営事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上12人以内
- (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 5 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 7 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
 - (10) 定款の変更にに関する事項
- （解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

（活動の区域）

第 54 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市豊中町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	藤 田 芳 廣
副理事長	大 西 啓 幸
副理事長	近 藤 八 重 子
理 事	大 森 士 郎
理 事	近 藤 恵 子
理 事	森 健
理 事	大 西 元 子
理 事	千 秋 泰 啓
理 事	金 子 忠 弘
理 事	藤 田 薫
監 事	三 野 求
監 事	十 川 剛

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

この写しは、定款の原本と相違ありません

令和 6 年 4 月 30 日

申請者	所 在 地	香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1
	名 称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中
	代表者氏名	理事長 三 野 彰
	電 話 番 号	0875-62-5210
	担 当	横 田 あゆみ

